

## 市民利用施設等の利用者負担の考え方について<再修正案>

<取組の経過>受益者負担の適正化については、「中期4か年計画」で取組項目として掲げ、また、22年度の「横浜市事業評価会議」において公募市民、有識者、市会議員の皆様にご議論をいただく中で、「各施設の現状を公表しながら、受益者負担割合の基準を市民にわかりやすく整理して公表していくべき」とのご意見をいただきました。

このため、23年9月の政策・総務・財政委員会において、基本的な考え方や負担割合の基準の素案をご説明し、その後の市民意見募集等による市民の皆様のご意見等を踏まえた修正案を策定して、12月の同委員会でご報告しました。

今回は、前回の委員会等でいただいたご意見等を踏まえ、取組の位置付けや前提などとともに再修正案をご説明します。

※「受益者負担の考え方」から、「市民利用施設等の利用者負担の考え方」という標題に修正しました。

### 1 取組の位置付けと前提

#### (1) 取組の位置付け

使用料等の設定の考え方について統一性を欠く面があることから、市としての一定の考え方の整理を行うものです。

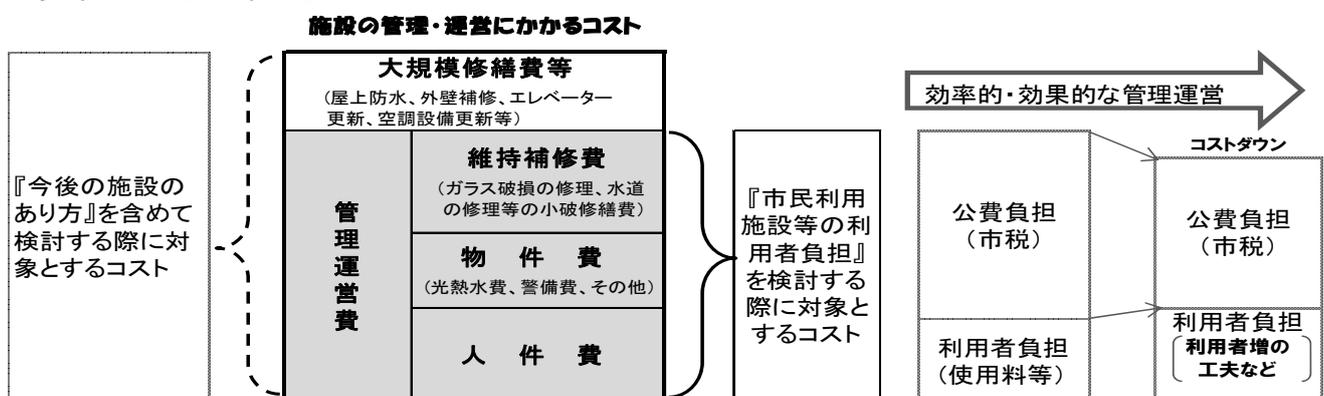
#### (2) 市民利用施設の効率的・効果的な管理運営

本市では、様々な市民利用施設を多く保有しています。いずれの施設も市の財産として、効率的・効果的な管理運営を行うことが不可欠であり、これを前提に利用者負担についても、検討を進めていきます。

#### (3) その他

市民利用施設が公共の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するために設置された「公の施設」であることを踏まえ、施設の利用者負担の検討にあたっては、原則として、施設の設置や大規模修繕費等を除く施設の管理運営費だけを対象にします。

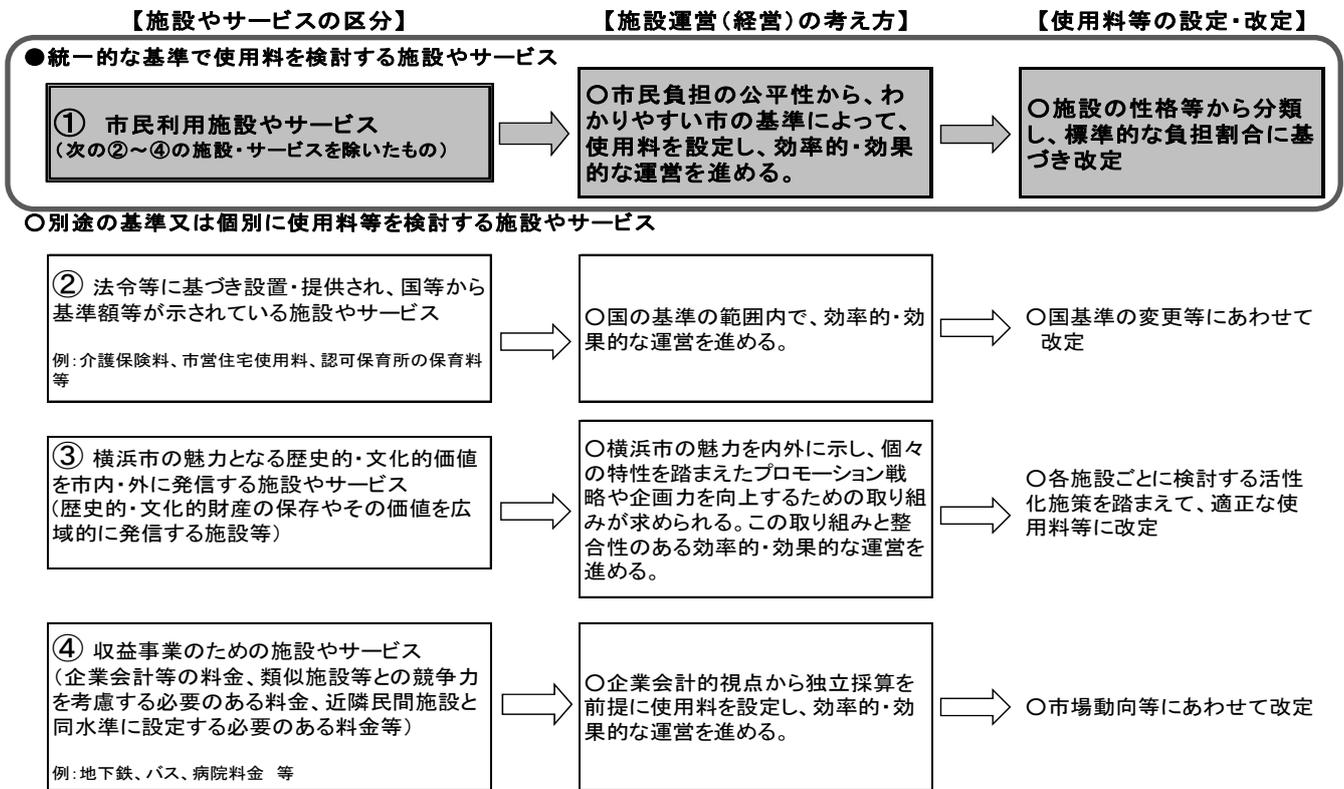
### <参考>コストの考え方



※各施設の設置当初の目的や役割に照らしながら、今後の「施設のあり方」を検討するにあたっては、施設の管理運営費のみならず、大規模修繕費等も含めたコストが前提となります。

## 2 基準の対象となる施設やサービス

法令などで基準額などの定めがあるものや企業会計の料金など、今回の考え方を当てはめることがない施設やサービスは、統一的な基準ではなく、それぞれ、定められた基準額や集客、収益の状況などを勘案して設定していきます。



## 3 基本的考え方及び進め方

(1) 使用料(利用料金を含む)：基本的な考え方に基づき(別紙1-1)、今後、次の点に留意して進めます。

ア 引き続き、市民の皆様の意見も参考にしながら、運営コストの削減、サービスの向上や利用者増のための工夫などに取り組みます。

イ 改定する場合には、条例改正の手續の中で負担割合の考え方、コスト削減の状況や利用者増に向けた取組などを含め、議会へ説明し、十分な議論を経て、進めます。

ウ 急激な負担増にならないよう、段階的に改定することや、指定管理者の更新時期に合わせることなどの工夫を図ります。

(2) 手数料：「必要な方の求めに応じて行う」事務の対価という性格から、必要なコストの全額を申請者の負担とします。

(3) 減免の扱い：類似・同種施設において、明確な理由がなく扱いが異なるなど、不統一な扱いにならないよう、標準的な扱いを設定するなど整理を進めます(別紙1-2)。

## 4 今後のスケジュール(予定)

(1) 23年度内には、「基本的な考え方」を整理したいと考えています。また、「施設運営の状況」等(22年度決算ベース)を公表していきます。

(2) 「基本的な考え方」の整理後(24年度以降)、施設所管局を中心に、コスト削減や利用者数の推移など、施設の運営状況を検証します。この検証結果も踏まえながら、基本的な考え方に基づく負担割合に照らし、改定の必要性について検討していきます。

## 1 使用料の負担割合の基本的な考え方

(1) **利用者の方にご負担いただくコスト**：「公共の福祉を増進する目的」で市が設置した「公の施設」であることから、一部の例外を除き施設の建設や大規模改修などのインシヤルコストは対象とせず、管理・運営コストだけを対象にします。

(2) **負担割合**：施設の性格や、そこで提供しているサービスの内容に応じて、次の要素を主な指標として「標準的な負担割合」を決定し、個々の施設の負担割合を決める際には、個別事情も考慮します。

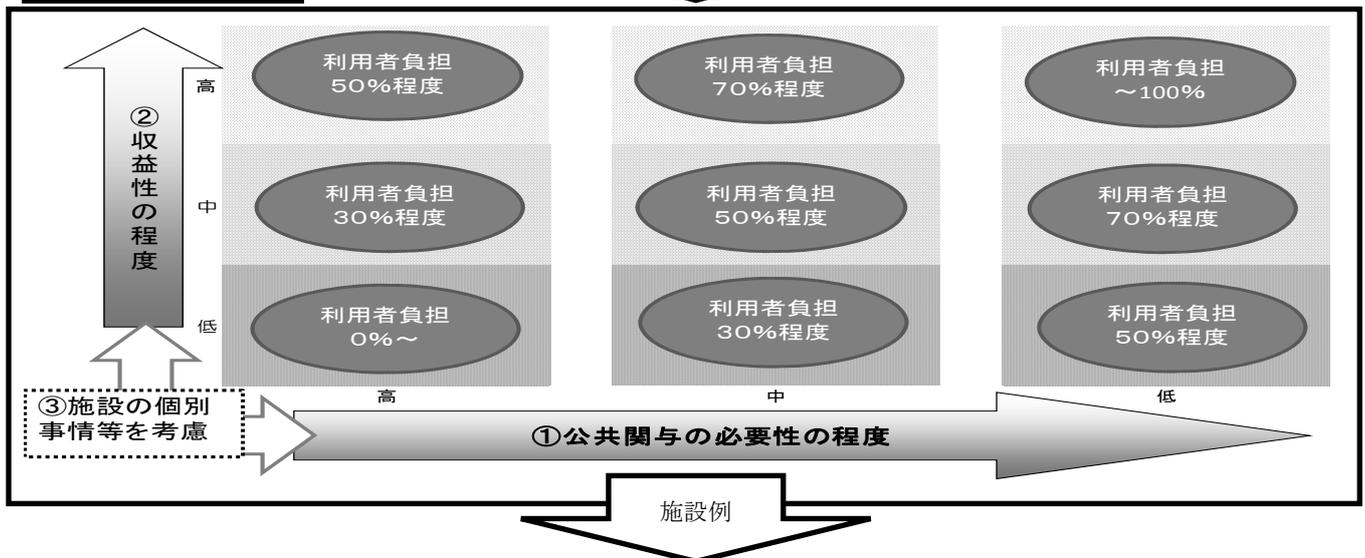
① **「公共関与の必要性の程度」**：安全、安心な市民生活の維持を目的に、主に公共が提供しているサービスは公共関与の必要性が高く、より多くの税を投入して、市民全体で支えるサービスです。一方、生活の快適性の向上など、個人によって必要性が異なるサービスで、民間等でも十分に供給されている場合は、公共関与の必要性は低く、税による負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。

② **「収益性の程度」**：収益性が高いサービスであれば、民間事業者などでも、同種のサービスが提供されています。従って、税による負担は、より少なくても良いサービスと考えられます。

③ **「施設の個別事情等」**：個々の施設検討にあたっては、設置の経緯、施設規模、立地の違いによる集客性などのほか、政策的な観点からの利用促進など、施設ごとの事情も考慮して負担割合を決定します。

基準分類

## 2 標準的な負担割合



## 3 標準的な負担割合と代表的な施設例

### ●利用者負担が無くて良いと考えられるもの (すべて市の負担)

- ・防災関係施設 ・保護施設

### ●利用者負担が低く、市の負担の方が高くて良いと考えられるもの (利用者負担3割、市の負担7割程度)

- ・福祉活動・交流施設 ・公会堂/小規模ホール ・青少年育成施設/交流施設
- ・運動広場/体育館/体育室

### ●利用者負担と市の負担が半々程度で良いと考えられるもの (利用者負担5割、市の負担5割程度)

- ・会議室/研修室 ・大規模ホール ・火葬施設

### ●ほぼ全額利用者負担で良いと考えられるもの

- ・テニスコート/トレーニング室/フットサル場 ・レクリエーション施設
- ・墓地/墓園/霊園 ・斎場 (葬祭ホール)

## 4 減免の扱い

## 減免の標準例

使用料・利用料金	減全額	ア 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
	減5割	ア 市内の高校・専門学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合（青少年利用を主な目的とする施設を除く）
		イ 70歳以上の個人が利用する場合 ウ 障害（身体・知的・精神）のある個人および介助者が利用する場合
手数料	減全額	ア 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされている場合
		イ 法令に基づき国又は他の地方公共団体から事務上の必要により請求があった場合
		ウ 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯
		エ 被災等の理由により必要な場合（罹災証明書を持参し、当該被災に係る申請に限る）
		オ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など）

○ 標準例以外でも、個別の事由によって、市や指定管理者が特に減免する場合があります。

（例）

- ア 市内団体が、公益性が高いと認められるボランティア活動、地域活動等を実施するために利用する場合
- イ 市が主催・共催する行事

## 代表的な施設の状況(同種の施設がある場合は、標準的な施設で試算)

22年度決算

施設種別	施設名	コスト(千円)	使用料等による収入(千円) (減免分を含む)	利用者負担割合
防災関係施設	横浜市民防災センター	66,482	0	0%
福祉活動・交流施設	社会福祉センター	78,239	9,802	13%
火葬施設	久保山斎場	293,595	127,299	43%
公会堂・小規模ホール(区民文化センター等)	金沢公会堂	38,273	9,032	24%
	磯子区民文化センター	113,139	22,490	20%
博物館・美術館・科学館	こども科学館	333,819	109,435	33%
青少年育成・交流施設	青少年育成センター	40,848	12,834	31%
運動広場・体育館・体育室	俣野公園(野球場)	28,037	9,634	34%
	横浜市平沼記念体育館	33,844	12,661	37%
	瀬谷スポーツセンター	97,112	36,855	38%
大規模ホール	みなとみらいホール	600,352	284,278	47%
会議室・研修室等 (一般利用の貸スペース)	踊場地区センター	40,157	3,459	12%(※1)
動物園	よこはま動物園ズーラシア	1,236,952	449,999	36%
テニスコート・トレーニング室・フットサル場	山手公園(庭球場)	13,189	11,980	91%
レクリエーション施設(宿泊施設等)	上郷森の家	245,913	107,194	44%(※2)
斎場(葬祭ホール)	南部斎場	28,455	30,725	108%

※1 無料施設部分に係るコストを控除して割合を算定。

※2 駐車場収入を含めて割合を算定。

※3 人件費については、間接人件費を含めないで計算。